

## 令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅環境の質の向上及び町内の住宅関連産業を中心とした経済の活性化及び人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、リフォーム等工事を行う者に対して、予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 川西町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - エ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) リフォーム等工事 別表第1から別表第4までに掲げる工事内容並びに次のいずれかに該当する工事であって第4条に該当するものをいう。
  - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
  - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（やまがた県産材集成材を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (5) 町内業者 川西町内に住所を有する個人事業者又は川西町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (6) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

- (7) リフォーム等工事に対する補助 町が補助する補助金のうち、令和7年度山形県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱に規定する要件を満たすリフォーム等工事を行う者に対して、県の補助金を充てて交付する補助金をいう。
- (8) 移住世帯 令和2年4月1日以降に山形県外から川西町内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、令和2年3月31日までの間に川西町内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を川西町へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
- (9) 新婚世帯 申請日時点において、婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
- (10) 子育て世帯 平成19年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅等のリフォーム等工事を行う者
- (2) 川西町に住所を有する者（補助金交付申請時には川西町に住所を有しないが、令和7年12月26日までに川西町に転入し、居住する予定の者を含む。）
- (3) 県内業者と工事請負契約を締結する者
- (4) 補助金の交付決定後に補助対象工事費に係る工事請負契約を締結する者
- (5) 市町村税に滞納がない者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用が10万円以上の工事であること。
- (2) 県内業者が行うリフォーム等工事のうち別表第1から別表第4までの右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事であること。
- (3) 他の制度による補助金等を受けていない工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯 リフォーム等工事に要する費用の3分の1の額又は15万円のいずれか低い額。ただし、町内業者と工事請負契約を締結するリフォーム等工事の場合は、リフォーム等工事に要する費用の3分の1の額又は30万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号以外の世帯 リフォーム等工事に要する費用の5分の1の額又は12万円のいずれか低い額。ただし、町内業者と工事請負契約を締結するリフォーム等工事の場合は、リフォーム等工事に要する費用の5分の1の額又は24万円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助対象工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 リフォーム等工事に対する補助金の交付は、令和7年4月1日から第9条に規定する手続きが完了する補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。  
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る見積書の写し

(2) 補助対象工事に係る工事内容が確認できる図面の写し

(3) 補助対象工事に係る着工前写真

(4) 申請者本人の納税証明書

(5) 令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金工事基準点算出表（様式第2号）

(6) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯が行うリフォーム等工事の場合は、申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理した時は、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定し、その旨を令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、工事が完成した日から30日を経過した日又は令和7年12月26日のいずれか早い日までに令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければな

らない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に係る領収証の写し
- (3) 令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金に係る工事写真台帳（様式第7号）。ただし、施工状況写真はリフォーム等工事のうち別表第1－4、別表第4に掲げる工事に限る。
- (4) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯が行うリフォーム等工事の場合は、交付決定者及び交付決定者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票
- (5) その他町長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

| 工事内容                                                | 点数     |
|-----------------------------------------------------|--------|
| 1－1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事                          | 10点／工事 |
| 1－2 外部に面する住宅の開口部に別表第5(1)の基準を満たす建具を設置する工事            | 5点／箇所  |
| 1－3 熱交換換気システムを設置する工事                                | 4点／箇所  |
| 1－4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事 | 2点／㎡   |
| 1－5 浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事           | 10点／箇所 |

別表第 2

| 工事内容                                                                                                                                                                                       | 点数                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 2－1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事                                                                                                                                                                   | 10点／㎡                             |
| 2－2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事                                                                                                                                                                     | 10点／箇所                            |
| 2－3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 浴室の床面積を増加させる工事<br>(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事<br>(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事<br>(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事                          | 10点／㎡<br>10点／箇所<br>2点／箇所<br>3点／箇所 |
| 2－4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 便所の床面積を増加させる工事<br>(2) 便器を座便式のものに取り替える工事<br>(3) 座便式の便器の座高を高くする工事                                                                                     | 10点／㎡<br>10点／箇所<br>10点／箇所         |
| 2－5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事<br>(1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの<br>(2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの                                                                                   | 2点／m<br>2点／箇所                     |
| 2－6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む）<br>(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの<br>(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの | 10点／㎡<br>5点／㎡又は<br>2点／箇所          |
| 2－7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事<br>(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事<br>(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事                                                          | 5点／箇所<br>1点／箇所                    |

|                                                       |        |
|-------------------------------------------------------|--------|
| ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの                                 | 10点／箇所 |
| イ 戸を吊戸方式に変更するもの                                       | 5点／箇所  |
| ウ ア及びイ以外のもの                                           | 2点／箇所  |
| 2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 | 1点／㎡   |
| 2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事                             | 10点／箇所 |

別表第3

| 工事内容                                                                                                                                           | 点数                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 3-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事<br>(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事<br><br>(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事 | 2.5点／箇所<br>累計5m未満は5点、累計5m以上は10点<br>1階分につき5点 |
| 3-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 屋根の勾配を大きくする工事<br>(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事<br>(3) 屋根に雪割板を設置する工事                            | 10点／箇所<br>10点／箇所<br>10点／箇所                  |
| 3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事                                                                                                                     | 10点／箇所                                      |

別表第4

| 工事内容           | 点数        |
|----------------|-----------|
| 住宅に県産木材を使用した工事 | 2.5点／0.1㎡ |

別表第5

(1) 別表第1で定める建具の基準

| 工事内容 | 熱貫流率 (W/㎡・K)      |
|------|-------------------|
| 外窓交換 | 3.5以下             |
| 内窓設置 | 複層ガラス入りの内窓を設置する工事 |

(2) 別表第1で定める断熱材の基準

| 部位           | 熱抵抗値 (㎡・K/W) |
|--------------|--------------|
| 屋根           | 4.6以上        |
| 天井           | 4.0以上        |
| 外壁           | 2.2以上        |
| 床            | 3.3以上        |
| 土間床等の外周部分の基礎 | 1.7以上        |